

定例公安委員会の開催状況について

令和8年6月11日に定例山形県公安委員会が開催されました。議事の概要は次のとおりでした。

1 定例会報告事項

(1) 拳銃使用（構え）事案の発生について

拳銃使用（構え）事案の発生について報告があった。

委員から、法律で定める拳銃使用の要件に該当する適正な使用であった旨の発言があったほか、銃口の方角も考慮されており、この若手警察官の冷静な対応は、他の模範となるもので素晴らしい活躍である旨の発言があった。

委員から、職務質問は危険な職務であると改めて感じた。受傷事故等のないように今後も訓練を積み重ねていただきたい旨の発言があった。

(2) 令和7年中における特殊詐欺の認知・検挙状況

令和7年中における特殊詐欺の認知・検挙状況について報告があった。

委員から、AIの普及により手口も巧妙化し、日常的に電話、メール、SNS等で騙そうとする手口が溢れている現状にあるが、関係機関と連携し対策を講じていくとともに犯罪組織の壊滅に向けて知恵を絞っていただきたい旨の発言があった。

委員から、闇バイトに見られるように若者の中に、犯罪をいとわず手軽に簡単に稼ぐという風潮があることを恐れている。教育関係者と連携をとり、闇バイトなどについての教育を行っていただきたい旨の発言があった。

生活安全部長から、金融機関との連携による金融リテラシー教室の他、学校関係者との連携による防犯教室を開催して啓発に努めてまいりたい旨の説明があった。

(3) 損害保険会社との「交通事故防止活動に関する連携協定」の締結について

損害保険会社との「交通事故防止活動に関する連携協定」の締結について報告があった。

委員から、連携協定に基づき具体的で戦略的な政策を策定し、PDCAサイクルにより成果を上げていただきたい旨の発言があった。

委員から、子育て世代の女性への交通安全教育が行き届いていないのではないかと感じており、損害保険会社からも同世代への啓発等を進めてもらってはいかがか旨の発言があった。

交通部長から、保育園、幼稚園からのアプローチを含め、あらゆる世代に広く交通安全教育を進めてまいりたい旨の説明があった。

2 個別審議等会議

- 山形県公安委員会規則の改正について
警察本部から、山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和7年12月県公安委員会規則第14号）の改正について説明を受け、決定した。
- 援助の要求について
警察本部から、福島県公安委員会からの援助の要求について説明を受け、決定した。
- 運転免許行政処分審査
警察本部から、運転免許の取消処分に係る意見の聴取、聴聞の結果について説明を受け、決定した。
- 監察案件について
警察本部から、監察案件について報告があった。
- ストーカー規制法に基づく警告等の実施状況
警察本部から、ストーカー規制法に基づく警告等の実施状況について報告があった。
- 警察大学校国際警察センター実施の外国警察官研修の受入れについて
警察本部から、警察大学校国際警察センター実施の外国警察官研修の受入れについて報告があった。
- 山形県公安委員会宛て苦情の受理について
警察本部から、山形県公安委員会宛て苦情の受理について報告があった。